

新興国知財エンフォースメント戦略研究会 報告書（概要版） 2014年3月

【知的財産推進計画2013（平成25年6月25日知的財産戦略本部決定）】

Ⅱ－1 競争力強化・国際標準化関連施策

第1. 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築

1. 企業の海外での事業活動を支えるグローバル知財システムの構築

(2) 海外における知財活動支援

(アジア新興国などにおける知財権に基づくエンフォースメントなどの支援体制の強化)

(在外における現地サポート体制の強化)

- ・ 中小・ベンチャーをはじめとする企業の海外事業展開の総合的支援強化の一環として、特許庁、工業所有権情報・研修館(INPIT)、ジェットロなど関係機関の連携により、海外における知財の権利化から活用までを一気通貫で支援する環境を充実する。(短期・中期)(経済産業省)
- ・ 市場としての重要性がますます高くなるアジア新興国に関しては、各国の知的財産制度の運用の改善の働きかけ、模倣品被害の実態把握に努めるとともに、現地での知財エンフォースメント支援や日本ブランド推進関連支援を一層充実させるため、弁理士や企業OBなどの活用も視野に入れ、大使館やジェットロなどの在外における支援の体制や取組の強化を図る。(短期・中期)

(経済産業省、外務省)

Ⅱ－2 コンテンツ強化関連施策

第4. コンテンツを中心としたソフトパワーの強化

(5) 模倣品・海賊版対策の推進

(正規品の流通拡大と一体となった侵害対策の推進)

- ・ 模倣品・海賊版対策を強化するため、官民一体となった働きかけや各国との連携により侵害発生国での模倣品・海賊版の取締りやインターネット上からの削除といったエンフォースメントの一層の強化を図るとともに、侵害対策と一体となった正規コンテンツの流通促進のための取組を支援する。(短期)(外務省、経済産業省、総務省、文部科学省、財務省、農林水産省)
- ・ 侵害発生国における企業などの効果的な知的財産権保護を促進するため、侵害発生国の知的財産制度の調査及び情報提供、侵害コンテンツの流通防止に向けた普及啓発などの取組を積極的に推進する。(短期)(経済産業省、文部科学省、外務省)

1. 検討の背景と目的

(1) 経済産業政策全体の視点

- 新興国の輸出先・投資先としての存在感の増大及び拡大傾向の継続。
- 安倍政権の成長戦略における、海外の成長を取り込む「国際展開戦略」の推進。
 - ▶ 世界に連携の網を張る：二国間協定やTPP等における目的意識の明確化の必要性。
 - ▶ 新興国への戦略的な取組：成長段階に応じた戦略的取組みと知財等のビジネス環境整備の重要性。

(2) 知的財産政策の視点

- 「知的財産政策に関する基本方針（平成25年6月）」における新興国戦略の重要性の指摘。
- 中国のみでなく流入先の新興国の水際や国内において対策を講じることの重要性。
 - ▶ 模倣行為の分業化（例：部品やパーツが市場国に輸出された後で商標を貼付・組み立て等される）。
 - ▶ 新興国における経済発展・製造業の成長を背景とした「第二の模倣品製造国化」への懸念。
- 中国での模倣品被害の新興国への拡大を念頭に、中国対策との連携の重要性。

2. 新興国対策の基本的な視点

(1) 「制度整備」と「実効的運用確保」の両輪からのアプローチ強化

- 知財侵害へのエンフォースメントは、法令の整備のみならず、実効的に運用する組織があってこそ初めて有効に機能する。
- 新興国に対して「法整備」及び「エンフォースメント機関が運用し易い手続き規定」の整備と両輪で、「エンフォースメント機関の組織の充実」と「担当者の人材育成」が重要。

(2) 「一貫通貫対応」の強化

- 「知財の権利化や営業秘密保護を活用した知財の管理」から「権利侵害時のエンフォースメント」まで一貫通貫での対応が必要。日本企業では、これまで両者の担当者の十分な連携が図られていないとの指摘。
- 中国対策との一貫性の確保・連動を図る地域的な一貫通貫が重要。

(3) 「情報収集→情報共有→活動（要請・協力）」サイクルの構築

- ①情報の収集、②整理（スクリーニング）・共有、③政府や民間の活動につなげていくサイクルの構築が必要。
- メカニズムの構築と、継続的なブラッシュアップのため、関係者間で協力が必要。
- 限りある日本のリソースから得られた情報の効率的な活動や成果への活用が重要。

(4) 「協力」と「要請」アプローチに基づく戦略構築

- 相手国政府に問題解決を要請するだけでなく、一緒に協力する姿勢を示すことが重要。
- 新興国側の利益（①消費者保護、②直接投資促進、③国内産業の健全な成長）と日本権利者の利益の確保のWin-Winの説明による協力姿勢を示すことが重要。
- 知財の枠を超え、産業育成全体の問題として日本政府と企業が協力できることを検討。

(5) 新興国毎の状況に応じたきめ細かなアプローチ

- 「知的財産政策に関する基本方針」や「知的財産政策ビジョン」等に示された方針との整合性に留意しつつ、必要性に応じた働きかけの修正が必要。
- 各国の知財侵害品の状況（種類・流通）、法制度・組織の状況、日本政府の方針や政府関係各機関の活動状況を総合的に勘案して適時適切な対策を検討することが必要。

3. 具体的な活動に向けた示唆

(1) 主として相手国との関係に関する事項

- ① 政府間での対話の場の創設又は活用
 - 既存の政府間対策の場（EPA/FTAなど）の活用が重要。
 - 既存の場で投資促進や経済発展の基盤としての知財の重要性を強調に加え、知財の専門性に鑑みて、知財専門家による会合の場の構築や活用が重要。
 - 模倣品対策強化の対内投資促進等への効果の実証的な説明や、日本の模倣品製造国からの脱却の経験のインプットが重要。
- ② トップダウン方式等多様な政府アプローチの重要性
 - 法令整備・組織整備の観点からはトップダウン方式が重要、エンフォースメントの実効性確保からは摘発担当者のスキルアップも必要。
 - 多様なアプローチを駆使して知財問題の認知向上を図ることが重要。
- ③ 両国の経済産業団体間の協力の促進
 - 新興国においても自国産業界からの要望は重視され、制度整備等の実現可能性が高まることから、経済産業団体間の協力アプローチを模索（例：インドなど）。
- ④ 日本企業にも受益のある手法での現地消費者啓発活動
 - 模倣品対策の抜本的解決には、消費者意識を改善することが不可欠だが、外国政府・企業が行うことには反発・限界が存在するため、更なる工夫が必要。
 - 知財侵害の強調よりも製品安全性の強調が効果的な場合もある。
 - 製品安全面からの指摘は模倣品の品質向上後には効果が薄れるため、知財侵害の投資促進・技術移転への阻害を問題として強調すべき場合もある。

(2) 主として日本国内において推進すべき事項

- ① 新興国対策の官民協力体制の強化
 - 各地域・国レベルで業種横断的な動きを実現するための、「情報収集→情報共有→活動（要請・協力）」サイクルの構築や情報拠点の整備が重要。
- ② 国内企業に対する意識改革
 - 国内企業に新興国市場で係争する意識を醸成することが重要。積極的に取り組んでいる企業のベストプラクティス等も紹介しつつ、政府も積極的に参加した形での意識啓発強化のためのセミナー活動の充実等も重要。
- ③ 弁護士・弁理士等の支援者との連携強化
 - 知財の知見を有し、日本語でコミュニケーションできる弁護士・弁理士等の支援者との連携強化が重要。特に海外進出を意図する中小企業を支援する体制が不十分。
 - 支援者とも知財の一貫通貫アプローチを共有するべくエンフォースメントに関する情報を提供すべき。
- ④ 新興国の知財基盤情報整備の促進
 - 各国現地語の問題もあり、最新の関連法令等の情報収集が困難との指摘。そこで、新興国で係争を実施しようとする企業に対して基盤となる法令情報や代理人情報を整備し、共有化を目指していくことが重要。
- ⑤ 日本のエンフォースメント機関との連携強化
 - 新興国のエンフォースメント職員の知識・経験、模倣品の危険性等に関する不足が実効性の障害になるため、知識・経験の普及の観点から、日本のエンフォースメント機関との連携強化が必要。

(3) 欧米諸国や国際的なフォーラムとの連携の観点から推進すべき事項

- ① 欧米諸国との連携
 - 米国、欧州、我が国の強みや特色を活かして、政府間及び産業界間のそれぞれにおける連携が重要。
- ② 国際的なフォーラムにおけるプレゼンス発揮
 - 世界模倣品・海賊版撲滅会議などの国際的なフォーラムにおいて、更なる取組強化の必要性の表明と、我が国の模倣品製造国からの脱却に係る経験のインプットが重要。

4. 検討対象国・地域別の当面の重点と課題

(1) ASEAN

～情報を集約・活用して早期に戦略的対応を実現する～

- ① 現状（特徴）
 - 国数の多さ、制度・組織の多様性や言語バリアが原因で情報収集・把握が困難、対策に必要な情報の散在と情報レベルや鮮度がまちまち。
 - エンフォースメント経験が一部企業に集中し、情報共有が不足。
- ② 今後の焦点
 - 他国・地域のモデルとなる「情報収集→情報共有→活動（要請・協力）」サイクルの構築。
 - 各国の制度等の基礎情報を集約し、整備。
 - 政府、JICA、JETRO等の支援機関の各種施策の相互連携を図る。

(2) インド

～一般論としての知財関心国から脱却し今後のビジネス展開への万全の備えを整えるステージへ～

- ① 現状（特徴）
 - 知財活動は権利取得が中心で、水際差止や刑事摘発で対策を実施している企業が少なく、実例の蓄積が不足。
 - 現地支援体制が進み、情報収集も円滑化しつつある。産業界の模倣品対策に対する意識も高い。
- ② 今後の焦点
 - 知財エンフォースメントのための備えを具体的に進める（例：権利取得段階から権利行使まで一貫通貫で手当てを行う）。
 - 水際差止や市場摘発などの経験を産業界全体として蓄積・共有。
 - インド国内の事業者団体との連携の促進。

(3) 中東

～知財侵害品の経由地・消費地の両面からのアプローチを強化する～

- ① 現状（特徴）
 - 中国で製造された模倣品が流入する消費地であるとともに、アフリカ諸国などへの模倣品流通の中継港となっている。
 - フリートレードゾーンでの加工行為への対策方法が不明、市場摘発の進捗・結果の透明性が低い、罰則が軽く抑止力が弱い。
 - アラビア文字という言語の問題、政情不安や治安問題も影響。
 - 知財制度を超えた課題（例：模倣品廃棄処分キャパシティの不足）。
- ② 今後の焦点
 - 知財侵害品の経由地・消費地の両面からのアプローチ強化。
 - 中国からの輸出段階でアラビア文字商標の模倣品を実効的・効率的に差し止めることの重要性。